

公 告

一般競争入札を行いますので、東洋町財務規則（平成17年東洋町規則第9号）第69条及び第70条の規定により公告します。

令和7年6月24日

東洋町長 長崎 正仁

記

第1 入札に付する事項

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工事名 | 令和7年度野根地区公衆トイレ等整備工事 |
| 2 | 工事場所 | 東洋町大字野根丙 |
| 3 | 工事概要 | 建築工事 1式
電気設備工事 1式
機械設備工事 1式 |
| | ・工事用途 | 公衆トイレ整備、東屋の設置、外構工事 |
| | ・工事種別 | 建築工事 |
| | ・構造規模 | 休憩所棟（木造平屋 延床面積 27.04 m ² ）
トイレ棟（鉄筋コンクリート造平屋 延床面積 6.51 m ² ） |
| | ・用途地域 | 都市計画区域内 指定なし |
| 4 | 工事期限 | 契約日翌日から令和7年12月26日
※1 諸完成検査に合格していること。
※2 工期について不足が生じた場合、監督職員と協議のうえ、議会議決後、工期を延長することとする。 |
| 5 | 予定価格 | 公表していない |
| 6 | 最低制限価格 | 設ける |

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 本町の令和7年度競争入札資格申請を受理された者で建築一式工事に關し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の許可を受けている者。
- 2 高知県内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者。

- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、本町又は高知県から指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- 5 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項若しくは第133条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 6 次の要件を満たす者を、当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置できること。
 - （1） この公告の日以前に申請者に採用され、引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
 - （2） 許可業種の別に関係なく、建設業法第7条第2項及び第15条第2項に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- 7 東洋町暴力団排除条例（平成22年12月20日条例第18号）に該当しない者。
- 8 過去に公共工事（建築）の施工実績がある者（下請可）。

第3 入札参加資格の確認申請等

- 1 当該工事の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することが出来ない。

なお、申請書の提出にあたっては、持参又は郵送するものとし、FAXによる申請は受け付けない。

- （1）受付期間 この公告の日から令和7年7月4日（金）まで（閉庁日を除く）
午前9時～午後5時

(2) 提出場所 東洋町役場産業建設課

- 2 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月9日（水）までに申請者に対して通知する。

第4 入札参加資格の喪失

申請受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- 1 第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
- 2 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第5 設計図書について

1 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から当該工事の入札の前日までの間、東洋町ホームページ及び東洋町総務課において閲覧することができる。

2 設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質問がある場合は、書面（自由形式）により持参又は郵送若しくはFAXにより提出すること。

質疑受付場所及び期日 東洋町役場産業建設課
(FAX:0887-29-3825)

令和7年7月4日（金）17時まで

3 設計図書に対する回答

設計図書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧日時 令和7年6月25日（水） 9時から

令和7年7月 2日（水） 17時まで

閲覧場所 東洋町ホームページ及び東洋町総務課

第6 入札及び開札の日時及び場所

令和7年7月16日（水）13時30分から

東洋町役場2階研修室

ただし、日程等は変更することがある。この場合には、直ちに入札参加者全員に通知する。

第7 入札方法等

- 1 郵送による入札は、認めない。
- 2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入

札書に記載すること。

第 8 入札保証金
免除する。

第 9 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札又は東洋町財務規則第 7 6 条各号の規定に該当する入札は、無効とする。

第 10 その他

- 1 この入札の参加を認められた者は、原則として当該工事の下請負人となること
ができない。
- 2 提出された申請書等は、返却しない。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとな
どもに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 4 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配
置すること。

なお、配置予定の技術者は実際の施工に当たって、原則として変更する
ことはできない。

- 5 落札者は、契約の締結前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者につい
て「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。別途指定する期日まで
に提出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。

契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は専任の技術者の確保が
困難と認められる場合は、落札決定を取り消すことがある。

契約締結後に、現場代理人の常駐又は専任の技術者の確保が困難となった場合
は、契約の解除を行うことがある。

- 6 落札者は、契約締結時に前払金又は部分払のいずれによるかを選択するものと
し、契約締結後の変更は認めない。
- 7 契約書の様式は、東洋町役場総務課において閲覧することができる。

8 問い合わせ先

東洋町産業建設課 0 8 8 7 - 2 9 - 3 3 9 5